実地検査指導事項票　指定夜間対応型訪問介護（運営）

検　査　日　：　令和 年(　　年)　月　日（　）　事業者名称　：　　.

事業所名称　：　　.

検査員所属　：　八王子市　福祉部　指導監査課　介護・高齢担当　　.

検査員氏名　：　　.

1　この指導事項票は、事業所等が遵守すべき主な項目を記載しており、検査員が指導当日に遵守されていないと認めた指導事項について、事業所等の方と、相互にその内容を確認するためのものです。
2　下表の指導事項欄にチェックした項目が、遵守されていないと認めた指導事項です。
3　後日通知する「指導結果」により、文書で改善を指示しなかった事項が、口頭での指導事項に該当します。この口頭での指導事項についても、改善を図ってください。
4　今後、精査・確認等により、後日、この指導事項票を差し替えることがあります。

指導事項		検　査　項　目	確認欄	備　考
Ⅰ　人員に関する基準				
		1　オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置している場合）		
		（1）オペレーター		
		①　必要な資格※を有しているか。 ※　看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員		
		②　サービス提供時間帯を通じて１以上配置※しているか。 ※　事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。また、午後６時から午前８時までの時間帯は、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。		
		③　専従※しているか。 ※　利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務、利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事可能。なお、オペレーターが定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅において日常生活上の世話を行っているときであっても、当該オペレーターが利用者からの通報を受け付けることのできる体制を確保している場合は、午後６時から午前８時までの時間帯におけるオペレーターの配置要件も同時に満たすものである。また、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、随時訪問サービスに従事可能。		
		（2）面接相談員		
		①　１以上配置※しているか。 ※　面接を適切に行うために必要な人員を配置すればよく、夜間勤務のオペレーター、訪問介護員等や管理者が従事することも差し支えない。		

※指導事項はレ印を付す

指導事項		検　査　項　目	確認欄	備　考
		②　オペレーターと同様の資格又はこれらと同等の知識経験を有する者を配置するよう努めているか。		
		２　訪問介護員等		
		（１）定期巡回サービスを行う訪問介護員等		
		①　必要な資格を有しているか。		
		②　交通事情、訪問頻度等を勘案し、必要な数以上配置しているか。		
		（２）随時訪問サービスを行う訪問介護員等		
		①　必要な資格を有しているか。		
		②　サービス提供時間帯を通じて１以上配置しているか。		
		③　専従※しているか。 ※　利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事可能。また、午後６時から午前８時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。		
		３　管理者		
		（１）常勤専従か。		
		（２）他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か。		
		その他指導事項等		
Ⅱ　運営に関する基準				
		１　内容及び手続の説明及び同意		
		（１）重要事項説明書の内容は適切か。		
		（２）運営規程との相違はないか。		
		２　利用料等の受領		
		（１）利用者からの費用徴収を適切に行っているか。		
		（２）領収書を発行しているか。		
		３　緊急時等の対応		
		緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に連絡しているか。		

※指導事項はレ印を付す

指導事項		検　査　項　目	確認欄	備　考
		４　運営規程		
		（１）必要な項目は規定されているか。		
		（２）規程の内容は適切か。		
		５　勤務体制の確保等		
		（１）月ごとに勤務表を作成しているか。		
		オペレーションセンター従業者及び訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が明確になっているか。		
		（２）雇用契約等を締結しているか。		
		（３）資質向上のために研修の機会を確保しているか。		
		（４）セクハラ及びパワハラを防止するための方針の明確化等（周知・啓発、相談）の必要な措置を講じているか。		
		６　業務継続計画の策定等		
		（１）感染症、非常災害発生時のサービス継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか。		
		（２）従業者に対して計画を周知しているか。		
		（３）業務継続計画に係る研修について。		
		①　定期的（年１回以上）に実施しているか。		
		②　新規採用時に実施しているか。（努力義務）		
		③　研修の内容を記録しているか。		
		（４）業務継続計画に係る訓練について。		
		①　定期的（年１回以上）に実施しているか。		
		②　訓練の内容を記録しているか。		
		（５）計画の見直しを行っているか。		
		７　衛生管理等		
		（１）感染対策委員会をおおむね６月に１回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。		
		（２）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。		
		（３）感染症の予防及びまん延の防止のための研修について。		
		①　定期的（年１回以上）に実施しているか。		
		②　新規採用時に実施しているか。（努力義務）		
		③　研修の内容を記録しているか。		
		（４）感染症の予防及びまん延の防止のための訓練について。		
		①　定期的（年１回以上）に実施しているか。		
		②　訓練の内容を記録しているか。		

※指導事項はレ印を付す

指導事項		検　査　項　目	確認欄	備　考
		８　秘密保持等		
		退職者を含む従業者が、利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。		
		９　広告		
		虚偽又は誇大となっていないか。		
		１０　苦情処理		
		（１）相談窓口、苦情処理の体制及び手順等を文書により説明するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載しているか。		
		（２）苦情を受け付けた場合、苦情の内容等を記録し、保管しているか。		
		１１　事故発生時の対応		
		（１）事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、介護支援専門員等に連絡（報告）を行っているか。		
		（２）事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。		
		（３）賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行っているか。		
		１２　虐待の防止		
		（１）虐待防止検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。		
		（２）虐待の防止のための指針を整備しているか。		
		（３）虐待の防止のための研修について。		
		①　定期的に（年１回以上）実施しているか。		
		②　新規採用時に必ず実施しているか。		
		③　研修の内容を記録しているか。		
		（４）上記措置を適切に実施するための担当者を選任しているか。		
		その他指導事項等		

※指導事項はレ印を付す

指導事項		検　査　項　目	確認欄	備　考
Ⅲ　介護給付費の算定及び取扱い				
		１　夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）、（Ⅱ）		
		（１）　夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）※		
		利用者に対して、オペレーションセンターに通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備しているか。		
		（２）夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）		
		オペレーションセンターを設置していない事業所か。		
		※　オペレーションセンターを設置している事業所であっても、（Ⅰ）に代えて（Ⅱ）を算定（選択）することができる。		
		２　高齢者虐待防止措置未実施減算		
		以下の措置が講じられていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。		
		（１）虐待防止検討委員会の定期的開催		
		（２）虐待防止のための指針の整備		
		（３）虐待防止のための研修の定期的実施（年１回以上）		
		（４）上記措置を適正に実施するための担当者の選任		
		３　業務継続計画未策定減算		
		以下の基準に適合していない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。		
		（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定している。		
		（２）当該業務継続計画に従い必要な措置を講じている。		
		４　24時間通報対応加算		
		（１）日中においてオペレーションセンターサービスを行うために必要な人員を確保しているか。		
		（２）利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて訪問介護が実施されているか。		

指導事項		検　査　項　目	確認欄	備　考
		５　事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者に対する取扱い		
		（１）同一敷地内建物等の居住利用者は、単位を90/100に算定しているか。 ※（３）を除く。		
		（２）同一建物に20人以上/日（月平均）居住する建物の利用者は、単位を90/100に算定しているか。		
		（３）同一敷地内建物等に50人以上/日（月平均）居住する建物の利用者は、単位を85/100に算定しているか。		
		６　認知症専門ケア加算（Ⅰ）、（Ⅱ）		
		（１）認知症専門ケア加算（Ⅰ）		
		①　認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の２分の１以上		
		②　認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は１以上、20人以上の場合は１に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施		
		③　事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催		
		（２）認知症専門ケア加算（Ⅱ）		
		①（１）の②及び③の基準のいずれにも適合		
		②　認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上		
		③　認知症介護指導者養成研修を修了している者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施		
		④　介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定		
		７　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）		
		（１）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		
		①　全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定しているか。		
		②　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催しているか。		
		③　全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施しているか。		
		④　次のいずれかに適合しているか。		
		ア　訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60/100以上であること。		
		イ　訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25/100以上であること。		

指導事項		検　査　項　目	確認欄	備　考
		（２）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		
		①（１）の①から③までのいずれにも適合しているか。		
		②　訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40/100以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が60/100以上であるか。		
		（３）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		
		①（１）の①から③までのいずれにも適合しているか。		
		②　次のいずれかに適合しているか。		
		ア　訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が30/100以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が50/100以上であること。		
		イ　訪問介護員等の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が30/100以上であること。		
		８　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）		
		各区分の基準に適合しているか。		
		その他指導事項等		

※「介護給付費の算定及び取扱い」において、後日送付する実地指導結果通知の指摘事項となったものは、介護報酬の返還となる場合があります。この場合、返還の対象は、実地指導当日に市が確認した事例に限らず、全ての該当者を自主点検した結果のものとなります。

実地検査指導事項票　指定夜間対応型訪問介護（サービス）

検　査　日　：　令和 年(　　年）月　日（　）　事業者名称　：　　.

事業所名称　：　　.

検査員所属　：　八王子市　福祉部　指導監査課　介護・高齢担当　　.

検査員氏名　：　　.

1　この指導事項票は、事業所等が遵守すべき主な項目を記載しており、検査員が指導当日に遵守されていないと認めた指導事項について、事業所等の方と、相互にその内容を確認するためのものです。
2　下表の指導事項欄にチェックした項目が、遵守されていないと認めた指導事項です。
3　後日通知する「指導結果」により、文書で改善を指示しなかった事項が、口頭での指導事項に該当します。この口頭での指導事項についても、改善を図ってください。
4　今後、精査・確認等により、後日、この指導事項票を差し替えることがあります。

指導事項		検　査　項　目	確認欄	備　考
Ⅰ　運営に関する基準				
		1　内容及び手続の説明及び同意		
		サービス提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、文書により同意を得ているか。		
		2　受給資格等の確認		
		被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。		
		3　心身の状況等の把握		
		利用者の面接によるほか、サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況等の把握に努めているか。		
		4　介護支援専門員等との連携		
		サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービス事業者との密接な連携に努めているか。		
		5　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供		
		居宅サービス計画に沿ったサービスを提供しているか。		
		6　サービスの提供の記録		
		（1）介護報酬請求（実績報告）時におけるサービス提供票（居宅サービス計画第６表）及びサービス提供票別表（同第７表）に、サービス提供日、内容及び利用者に代わって受ける法定代理受領額等を適正に記載しているか。		
		（2）サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等を記録しているか。		

※指導事項はレ印を付す

指導事項		検　査　項　目	確認欄	備　考
		7　具体的取扱方針（身体拘束等の適正化）		
		（1）生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか。		
		（2）身体的拘束等を行う場合に、要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしているか。		
		（3）身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。		
		8　夜間対応型訪問介護計画の作成		
		（1）利用者の日常生活全般の状況、希望を踏まえて夜間対応型訪問介護計画を作成しているか。		
		（2）定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な各サービスの内容等を記載しているか。		
		（3）利用者又はその家族への説明・同意・交付を行っているか。		
		（4）夜間対応型訪問介護計画の実施状況を把握し、適宜計画を変更しているか。		
		9　秘密保持等		
		個人情報の利用に当たり、利用者（利用者の情報）及び家族（利用者家族の情報）から同意を、あらかじめ文書により得ているか。		
		その他指導事項等		
Ⅱ　介護給付費の算定及び取扱い				
		1　夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）		
		（1）基本夜間対応型訪問介護費（1月につき）、定期巡回サービス費（1回につき）又は随時訪問サービス費（1回につき）を適切に算定しているか。		
		（2）月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、基本夜間対応型訪問介護費を日割り計算して得た単位数を算定しているか。		
		（3）定期巡回サービス費及び随時訪問サービス費については、サービス提供の時間帯、1回当たりの時間の長短、具体的なサービス内容等にかかわらず、1回の訪問ごとに所定の単位数を算定しているか。		

※指導事項はレ印を付す

指導事項		検　査　項　目	確認欄	備　考
		２　夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）		
		（１）定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを全て包括して１月当たりの定額を算定しているか。		
		（２）２人の訪問介護員等による随時訪問サービス ①　利用者又はその家族等の同意を得ているか。		
		②　次のいずれかに該当する場合か。		
		ア　利用者の身体的理由（体重が重い利用者の排泄介助等）により、１人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合		
		イ　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合		
		ウ　長期間（１月以上）にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合		
		エ　その他利用者の状況等から判断して、アからウまでのいずれかに準ずると認められる場合		
		３　24時間通報対応加算		
		（１）本加算対象となる利用者については、夜間の同居家族等の状況の把握に加え、日中の同居家族等の状況及び在宅サービスの利用状況等を新たに把握しているか。		
		（２）オペレーションセンターにおいては、利用者からの通報について、対応日時、通報内容、具体的対応について記録しているか。		
		その他指導事項等		

※「介護給付費の算定及び取扱い」において、後日送付する実地指導結果通知の指摘事項となったものは、介護報酬の返還となる場合があります。この場合、返還の対象は、実地指導当日に市が確認した事例に限らず、全ての該当者を自主点検した結果のものとなります。